

## 議案第19号

渋川市美しいまちづくり条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

### 渋川市美しいまちづくり条例

渋川市は、山地から丘陵地を経て平野に至る起伏に富んだ地形が生み出した多様な風土をもち、恵まれた環境にある。

この恵まれた環境は、渋川市に住み、働き、学ぶ多くの人たちの手によって守られ、身近な生活環境の場面においても一人一人の環境美化に対する意識に基づいた行動、事業者による周辺環境の美化活動などにより維持されているといえる。

現在の快適な生活環境を将来の市民に引き継ぐため、市、市民等及び事業者の役割を明確にするとともに、環境美化に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、誰にでも誇れる清潔で美しいまちの実現に資することを目的に条例を制定するものである。

#### (目的)

第1条 この条例は、良好で快適な生活環境を未来に引き継ぎ、将来の市民等の健康で文化的な生活を確保するため、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれが協力連携を図ることにより清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、公園その他公共の用に供する場所をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する必要な施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、市が管理する公共の場所の美化に努めなければならない。

3 市は、市民等及び事業者が環境美化に自発的に取り組むよう意識の向上及び広報活動の推進に努めなければならない。

4 市は、公共の場所の環境美化活動を自主的かつ継続的に実施しようとする者に対し、その活動に必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境美化に関する意識を高め、市域の良好な生活環境の形成に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動において環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化施策の基本方針)

第6条 市は、環境美化に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とし、各種施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進を図るものとする。

(1) 市民等及び事業者の環境美化に対する関心を高めるとともに、公共の場所における環境美化活動の連帯意識を育成すること。

(2) 市民等及び事業者が行う自発的な環境美化活動を促進するため、必要な情報の提供その他の支援に努めること。

(3) 市民等及び事業者が行う自発的な環境美化活動と緊密な連携を図ること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

環境美化意識の向上及び市、市民等及び事業者の協力連携を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するため、条例を制定しようとするものである。